

振動規制法に基づく特定建設作業に関する振動規制基準及びその他の規制

振動の大きさ	75 デシベル	
作業できない時間	第 1 号区域	午後 7 時から翌日午前 7 時まで
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間
	第 2 号区域	14 時間
同一場所における作業時間	第 1 号区域	連続 6 日間
	第 2 号区域	
日曜、休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日）における作業	第 1 号区域	原則禁止
	第 2 号区域	

(備考)

1. 第 1 号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域（I）までの全域及び第 2 種区域（II）のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
2. 第 2 号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第 1 号区域以外の区域